

「英国における児童・少年問題関係諸機関の調査報告」（2・完）

緒 方 直 人

目 次

- I へはじめに
- II へ民間機関
 - 1 レイナー基金
 - 2 カソリック児童協会
 - 3 全国児童問題協会
- III へ公的機関
 - 1 プロベーション・サービス関係機関
 - 2 ソーシャル・サービス関係機関（以上、前号）
 - 3 教育関係機関（以下、本号）
- IV へアンケート調査の分析
- V へ総括

III へ公的機関

3 教育関係機関

調査第三週目の教育関係機関の調査に当たって、オックスフォードシャーの教育部 (Education Department) の次長

であるロジャー・ペップワース氏 (Mr. Roger Pepworth) の概略的説明を聞いた後、氏の車に同乗させて頂き、教育ソーシャル・ワーカーを訪問した。第三週目の調査については、教育関係機関はもとより、ソーシャル・サービス関係の諸機関の調査に関しても、ペップワース氏みずから車で案内し、更には当方の調査の意を酌んでインタビュ어의設定をする等、ペップワース氏には誠心誠意を尽くしたお力添えを賜った。加えて調査終了後も、パブでビールをご馳走になり、自宅でのお茶の招待に与ったりと、苦勞の連続の中で、楽しい一時を過ごすことができたのも、ひとえにペップワース氏のお世話の賜物であった。

(1) 教育ソーシャル・ワーカー (Education Social Worker) (訪問日、十月十六日、オックスフォード)

教育ソーシャル・ワーカーは、教育福祉職員 (Education Welfare Officer) とも称し、地方当局の教育部 (Education Department) に所属する職員であり、英国の文献上は後者の名称で言及されることが多いように思われる。オックスフォードでは、職員が自らをソーシャル・ワーカーとして認識していることを反映してか教育ソーシャル・ワーカーと呼んでいる。

教育ソーシャル・ワーカーは、生徒の怠学や欠席を検査し、補助金 (Grants) 支給のための家族査定を行い、かつ子供の無視や非行が生じている家族については、これを援助するために学校や家族を訪問する職員である。前号で述べた一九七〇年地方当局ソーシャル・サービス法 (Local Authority and Social Service Act, 1970) による統一的なソーシャル・サービス・デパートメントの創設に際して、教育ソーシャル・ワーカーの位置付けも議論されたが、この種のサービスをソーシャル・サービス・デパートメントが提供することには教育関係者からの強い反対があり、統合は実現しなかった。

【提供するサービスの概要】

オックスフォードシャーの南部リトル・モア (Littlemore) のローン・アプトン・ミドル・スクール (Lawn Upton

Middle School) 内のオフィースに「教育ソーシャル・ワーカーのチーム」を訪問した。同行したペップワース氏の話では、英国でも生徒数が減少し、学校の教室が余っているので、便宜的に学校に事務所を置いているのであって、学校に所属している訳ではないし、本来教育ソーシャル・ワーカーが学校に事務所を置くことになっていないとのことであった。シニア・ソーシャル・ワーカーのエルスペス・ファーンディさん (Mrs. Elspeth Ferriday) に面接することができた。

このオフィースはオックスフォード市内の学校を管轄している。オックスフォードのカウンティは五つのデイヴィジョン(管轄地域)に分けられているが、それぞれは密接な連携を保っている。

スタッフは、シニアであるファーンディさんと、その他にフルタイムのソーシャル・ワーカー二名、学期の間だけ働いているソーシャル・ワーカー二名、パートタイムのソーシャル・ワーカー二名の七名で構成されているが、この他に、トレーニング・ソーシャル・ワーカーがいる。このトレーニング・ソーシャル・ワーカーはディレクターであり、かつスーパービジョンをおこなう。チームの責任者はファーンディさんである。

各々のソーシャル・ワーカーは、ひとりで Upper School (十三〜十六才)・Middle School (九〜十三才)・First School (五〜九才)の三段階を担当している。一般的に言えば、同一の家族の子供は通常同じ系列の学校に行くから同じソーシャル・ワーカーの担当となることが多いが、親は子供の学校を自由に選択できるため、場合によっては、同じ家族の子供であっても異なったソーシャル・ワーカーの担当となることも生じる。ゆえに、各デイヴィジョン間の連携を良くすることが重要となる。

二週間に一回、チーム・ミーティングがあり、その外にインフォーマルなミーティングも持つ。チーム・ミーティングには、業務の部 (Business component) と訓練の部 (Training component) があり、前者では実務に関わる情報の交換を行い、後者では、ソーシャル・ワーカーの訓練を実施している。

提供するサービスは、生徒の怠学や欠席の原因を調査し、かつ子供の無視や非行が生じている家族についても援助を与える。そうした関係で法廷に出ることもある。また親からの子供の教育上のニーズについての相談にのる。さらに経済的なニーズに関しては、「補助金(Grants)」支給のための家族査定を行ったり、貧困家庭の子供のための小旅行を企画することもある。そこで、教育ソーシャル・ワーカーはこのようなサービスを提供するために、管轄内の学校や家族を頻繁に訪問している。

〔個別的問題とその回答〕

①「教育ソーシャル・ワーカーが地方当局のエデュケーション・デパートメントに所属して、ソーシャル・サービス・デパートメントに所属しないのは何故か。」

(回答) 「それは長い歴史をもつ問題である。若干の地域には(例えばリバプールはそうだと思うが)、ソーシャル・サービスの中に教育ソーシャル・ワーカーの特別のチームが置かれている所もある。その場合は、エデュケーション・デパートメントにソーシャル・ワーカーが置かれないことになる。

われわれは古い歴史を持っており、学校の中で特別の役割、すなわち「子供の登校の問題」に焦点を置いて仕事をしてきた。子供が登校しない場合、その理由を調べることが重要である。その背景―家族問題か、勉強上の問題か―を評価する。子供が、家族に問題があつて学校不適應を生じている場合は、ここで対応できないので、ソーシャル・サービスに問題を回付する。こういったケースはしばしばある。また、学習上の問題を持つ子供は、心理学の専門家に、行動上の問題を持つ子供は精神科医に問題を回付する。このような援助を通して、教育ソーシャル・ワーカーは、家族と学校のリンクとなるべく働いている。そういう次第で、われわれは学校に関して特別の知識(カリキュラム、教育方針等々)を有しており、また、子供のスペシャル・ニーズについても詳しい知識を有しているから、これらの点において、ソーシャル・サービスのソーシャル・ワーカーよりも勝っている。

また、ソーシャル・サービスのソーシャル・ワーカーが家庭を訪問する場合は、家族は子供が何か悪いことをしたのではないかと心配したり、まわりに気を使ったりすることがある。教育ソーシャル・ワーカーの訪問に対しては、一般的に子供の学校での問題でよく家庭訪問をしているので、この種の反発が無い。家族は、教育ソーシャル・ワーカーの方を受け入れていると思う。しかし、両者がバラバラに働いているのではない。むしろ、連携を密にする必要があると考えている。」

② 「家族に原因があつて子供の問題が生じているような場合、親を呼んで話し合つたりして問題の解決を図ることがあるか。」

(回答) 「もし家族に問題があつて子供が登校しない場合、それがどのような重要な家族の問題かを評価すること、これがわれわれの仕事であり、そのうえでソーシャル・サービスと協議する。その上でソーシャル・サービスに問題を回付することもある。」という回答だったので、「ソーシャル・サービスに回付したら、その時点で教育ソーシャル・ワーカーの役割は終了してしまうのか、それとも子供が学校に在籍しているような場合は、何等かの連携があるのか」という質問を挟んだ。これには「定期的にソーシャル・サービスとのミーティングがあり、それによって、ソーシャル・サービスは学校の中で何が起きているかを知ることが出来る。シニア・ソーシャル・ワーカーの上に区オフィサー(Divisional Officer)が居て、その間の連絡も密にしている。区オフィサーとソーシャル・サービスの間にも方針を検討する定期的ミーティングがある。」という回答であり、この一般的な連携を越えて、個別的な連携すなわち、ソーシャル・サービスに回付された個別ケースをめぐる両者が協力して対処することはないようであった。

③ 「教育ソーシャル・ワーカーが親に対応する場合、どのような形で親に働きかけるのか。」

(回答) 「われわれにとって、クライエントは子供であつて親ではない。親には子供に対する親の責任を理解させるように説明するが、両親が心配したり、憤慨したりしている場合、それは社会システムに対する無知から生じていることが

しばしばある。例えば、子供に学習上のスペシヤル・ニーズがあつて、われわれの所へ来ている場合、特定の科目に弱点があればその助言をするが、通常の学校で対応できない場合は、スペシヤル・スクールを薦めることがある。スペシヤル・スクールにはステイグマ (Stigma) がある。そこで、エデュケーション・デパートメントがスペシヤル・スクールを薦めても、時には両親がこれに感じないことがある。その場合は、スペシヤル・スクールのサービスの内容について説明する。そして最終的には自分で決めれば良いということになる。スペシヤル・ニーズの場合だけでなく、親が子供を特定の学校に入れたいという希望を持っている場合にも、親の相談にのり援助する。もし定員の関係で入れないときは、その他に親の希望にあつたような学校があるかを調査して助言する。」

④ 「スペシヤル・ニーズのある子供について、親がどうしてもワーカーの助言を聞き入れない場合は、そこで援助はストップするのか。家族への介入の限界はどこにあるか。」

(回答) 「それは非常に複雑な問題だ。しかし、スペシヤル・スクールをステイグマだとする感情は両親が本當の事情を知らないために生じているので、ソーシヤル・ワーカーが両親を同伴してスペシヤル・スクールを訪問すればその誤解が解けることがしばしばある。それでも両親が拒絶する場合は、通常の学校に入学させ、可能な限りその子供のニーズに対応することが出来るように対応する。」

⑤ 「経済的援助にも関わっているということだが、援助の最終的決定権はどこにあるのか。」

(回答) 「教育ソーシヤル・ワーカーに権限があるのは、例えば制服に対する費用の援助といったものである。学校を転校した時、あるいは補助金がなければ制服を買えず学校に行けないような場合、そのニーズを判定して補助金をあたえる。」

そこで「そのような補助金には、必然的にステイグマが伴うのではないかと思われるが、子供の利益になるにもかかわらず親がそのステイグマの故に補助金を拒否するようならば、どのような形で、またどの程度まで説得したり介入した

りするのか。それとも家族に対する介入になるとして放置するのか。」という質問を挟んだ。

〔回答〕「ソーシャル・ワーカーの役割は、補助金をステイグマと受け取る親や子の考え方を直すことである。子供には補助金は金持からもらうのではなく、皆の税金から出ているのだから、親も税金を払っていて、これをもらうのは権利だと教える。親が失業中の時は、働いていたときは税金を払っていて他の人を助けていたのだから、これはめぐりあわせだと教える。」

⑥「一九七〇年地方当局ソーシャル・サービス法がソーシャル・サービスの機能に与えた影響について、この問題は直接には、エデュケーション・ソーシャル・ワーカーの問題ではないが、分かる範囲で教えてほしい。」

〔回答〕「前の組織と全く同一のものに戻った訳ではないが、現在では『子供に対する専門家のチーム』と『老人に対する専門家のチーム』があり、これらが上部で統一される形をとっている。われわれは現在の方が以前よりも良くなったのではないかと評価している。しかし、これはオックスフォードのシステムであり、地域によって異なっていると思う。」

⑦「プロベーション・サービスとの連携が生じることがあるか、あるとしたらどういう形で生じるのか。」

〔回答〕「学校の中で、校長、ソーシャル・ワーカー、プロベーション・オフィサー、警察といったメンバーで構成されたミーティングを持つことがある。そこでスペシャル・ニーズを持った子供の問題を議論してその方針を立てる。その際にそのニーズを持った特定の子供がいれば、その子をめぐって話し合うこともある。」

(2) ピアーズ・スクール (Peers School) (訪問日、十月十七日、オックスフォード)

われわれは、教育ソーシャル・ワーカーを訪問したのと同じの地域(リトルモア)にあるピアーズ校という総合中等学校 (Comprehensive School) を訪問し、午前九時から午後四時まで、ほぼ一日を費やして多くのスタッフと話し合うこ

とができた。とくに、スクール・カウンセラーのクリストファー・ブラッドレー氏 (Mr. Christopher Bradley, School Counsellor) には終日お世話になった。

オックスフォードの学校教育は、ファースト、ミドル、アップパーの三つの段階にわかれているが、ピアーズ・スクールはオックスフォードにある六つのアップパー・スクールの中の一つである。同校は、多くのカリキュラム上、生徒指導上の新しい試みを行っていることで全国的に有名な学校だということであった。リトルモア・グラマー・スクールと隣接するノースフィールド・セカンダリー・スクールを合併して一九六八年に設立された学校であり、言わば普通科と職業科を併有する生徒数七五〇名の総合中等学校である。ピアーズの名は、初代の理事長であり、オックスフォードシャーの教育委員会の委員長でもあったジャック・ピアーズ氏 (Jack Peers) の名にちなんで付けられたものである。

【校長へのインタビュー】

まずバーナード・クラーク校長 (Mr. Bernard Clarke, Headteacher) に面接し、以下のような同校の概要についての説明を受けた。

「生徒は、十三才でこの学校へ進学してくる。オックスフォードのどの地域からでも進学することが可能だが、実際はほとんどの生徒がこの周辺地域から進学してくる。オックスフォードが一般的に豊かな地域という印象を与えるのとは異なり、この近隣の地域は、あまり豊かな印象を与えない。その事実を反映して、この地域は教育的成功の伝統を持っていない。こういう地域的雰囲気の中にこの学校は置かれている。

最近（前校長の時に）、カリキュラムの大幅な再編がなされた。その主要な点は短期間のカリキュラム・モデルを作ったことである。その期間は十一週である。短期のカリキュラムの利点は、生徒が自分の好きなものを選択することができ、その動機を持続できるということである。そしてその科目の達成を容易にする。今年の試験の結果を見ると、生徒が科目選択の動機を持続し、達成に成功していることが明らかとなった。しかしわれわれは、このカリキュラムにおける試験の

結果より、生徒たちの学校に対する対応の仕方が改善されたことに満足している。訪問者はこの学校を見て回る際に、この学校の権威主義的でない雰囲気的印象付けられることになる。教育は生徒に属するのであって、教師に属するのではないということを感じている。そのプロセスの中で子供を援助するのがわれわれの責任だと考えている。これは、大人としての成熟した態度を生徒にも期待することを意味する。多くは、うまくいっているが、生徒がそういう態度をとらない場合は、われわれが援助して彼らの成長を手助けする。そして、学校と家庭との間の問題に関しても同じような対応をしている。われわれは家庭とのパートナーシップにおいて対応しなければならぬ。家庭が学校から歓迎されているという風を感じさせることが重要であると考えている。」

以上、バーナード校長の教育者としての意気軒高な概要説明を受けた。日本において我々は何時の間にか、校長は一種の行政者であると思わされていたようで、この教育者として当然の演説にも、われわれにはフレッシュで熱気溢るという印象をもった次第であった。そこで、「日本の学校では子供が学校の中で非行等の問題行動を起こし、しかもそれが複雑な家族問題を背景としている場合、これに対応する能力を学校が持っていない場合があつて、教師が業績主義に囚われている結果、問題を起こす少年は学校から排除されることも多く見受けられるが、本校ではどうか」と、われわれの日本での調査結果をもとにした質問を試みた。

(回答) 「この学校ではそういうことはない。しかし、英国においても他の多くの学校ではそういうことが生じている。政府によつて課せられているナショナル・カリキュラムがあり、われわれが独自になしうる限界があるということ、これが悩みである。学校のプログラムからあまり利益を受けていない、そういう生徒に関して、スタッフが援助を提供している。その問題については担当のスタッフから話をしてもらつて予定になつていく。あなたがたにとつて『競争の教育』と『ここでの教育』との対比を見ることは興味深いのではないかと思う。学問は重要だが、『全人格的発達』がもっと重要だと考えている。」

学校のパブリシティーに関する質問に対しても「種々の校報をだしている。これらによって、本校の基礎的な情報が広く多くの人々に与えられている。恒常的に学校へのアクセスが容易になるように努めており、フレンドリーで読みやすいものと詳細な出版物とを準備している」という回答であった。頂いたパンフレットその他の出版物はすべて立派なもので、日本では大学でもこれだけパブリシティーに配慮している所は少ないのではないかと思わせた。

「スペシャル・ニーズを持った生徒への対応」

学校の中に、スペシャル・ニーズを持った生徒の問題に対応すべく特別のスタッフが置かれており、首席スペシャル・ニーズ・スタッフのキャロライン・ローフさん (Mrs. Caroline Roof, Head of Special Needs) にインタビューすることができた。

① 「どういふ子供達がどういふ経緯でここに相談に来るのか。」

〔回答〕 「現在扱っている十六才の少女の例で言えば、このクライアントは非常に知的ではあるが、家庭でアビュースの問題をその背景として持っており、六か月位前まで自分の感情を表現すること、今、何が起っているかを表現できなかった。多くの不安や恐れを持っており、それらが学習を妨げていたというケースである。このケースでは本人が、相談に来たが、まだ、不安を持っており、援助を与えなければ登校できない状態である。このような生徒の中には、離婚家庭、単親家庭、或いは継親子家庭等から来ている者も多い。

このようなクライアントからの相談が多いのは、この学校がこれらの問題の対応に実績を持っていることもその理由の一つだが、オックスフォードが社会的に分断された地域であることも影響している。オックスフォードは、ユニバーシティのある北部のミドルクラスの地域と、労働者階級の住む南部地域とに分断されている。この学校は後者の地域であり、これらのスペシャル・ニーズを持った子供達の問題に対応しなければならぬとともに、それに成功しているということでもある。」

② 「生徒数に対する教師数の比や、スペシャル・ニーズに対処するスタッフ数は。」

(回答) 「政府によって基準が設定されている。女子校の場合はだんだん生徒が進学しなくなっているために、生徒数も教師の数も減少しているが、本校の場合、約七五〇名の生徒数に対して五〇名のスタッフがいる。基準は学校の段階によって異なり、ミドル・スクールでは生徒数十八に対し教師一(校長も含む)、アッパー・スクールでは同じく十四に対し一となり、その他にスペシャル・ニーズに対応するスタッフがあり、本校では三人のスタッフと更にスクール・カウンセラーからなっている。」

③ 「スペシャル・ニーズを持つ子供の問題を、その背景をなしている家族の問題を考慮に入れて総合的視野で対処することがあるか。」

(回答) 「ある。英国の教育のアプローチはフランスやドイツと比べるとより全体論的(Holistic)であり、学校教育における教師の役割は広いといえる。したがって教育(Education)や学習(Learning)に対してホーリスティックなアプローチをとっている。オックスフォードでは五人の助言者(Advisor)がいて、学校と家庭の連携(Liaison)について教師を援助している。これは教育ソーシャル・ワーカーとは異なるスタッフであり、ホーム・スクール・チーム(Home-School Team)と呼ばれる特別の教師である。教育ソーシャル・ワーカーは主として登校拒否に関わるが、このチームはすべての問題に対処する。両親はその多くが十四才で学校を出ていることから、教育の問題で自分の意見を表明できないことが多い。われわれも学校での教育を両親に説明することに困難を感じることもある。」

④ 「実務上、親との間に矛盾や対決を生ずることがあるか。」

(回答) 「時にはあるが、両親はみんな子供のことは関心があるから、われわれが積極的にアプローチすればうまく行くことが多い。」

⑤ 「家族に来てもらうのか、家庭に外向いて対処するのか。」

〔回答〕「来てもらうことも家庭に出向くこともあるが、通常は学校に来てもらうことが多い。コーヒーをのみながら話をする雰囲気が必要であり、対処の技術をもったスタッフが必要である。」

スクール・カウンセラーのブラッドレー氏 (C. Bradley) の補足的説明によれば、援助には二つのレベルがあり、学校で提供するものは、思春期の子供たちのための普通の教育を与えるということである。ボーイフレンド、ガールフレンドに関わる問題、家庭において子供が両親と通常の議論をなし得るための援助、家庭における死の問題について教えることもある。学校内のスタッフはそういうことを援助する。これらの通常の事柄とは別に、生徒がアビューズされたり、危機にあつて家を離れる様なケースにあつてはいろんな機関が関わりを持つことになり（非行の場合プロベーション・サービスやソーシヤル・サービス、アビューズの場合はソーシヤル・サービス、その他教育心理学者、精神科医、チャイルド・ガイダンス等）、それらとの連携が生じるということであつた。この説明から、上記のスタッフが、少年非行等の深刻な問題に直接的に関与するのではなく、他の専門的諸機関との連携による対処となることが知れる。

〔ミドル・スクールからの進学に伴う問題の解決〕

英国においては、進学時における不安定な状態が生徒に与える種々の影響が問題とされ、この問題自体は日本においても認識されていると思われるが、英国においては特別に学校のスタッフによってこの問題への対処が為されている。担当のポール・ウィルモット氏 (Mr. Paul Willmott) にインタビューした。

「オックスフォードにおいては、五才で小学校に入学し、九才でミドル・スクール、十三才でアップパー・スクールに来るが、この移行の期間は生徒にとつても家族にとつても緊張の期間である。われわれは、この問題に対処するために多くのミーティングを持ち、新しいプランを考えている。しかし本校の生徒の親たちは学校に来ることに躊躇するような人が多いから、家庭にただ手紙を送つても効果がない。また彼らに多くの人の前で自分の意見を述べることを期待することは出来ないで、大きなミーティングを開いてそこに集めることはしないようにしている。昨年試みたのは、個人面接

(Individual Interview)である。これは進学前のミドル・スクールを通して手紙を送り、このアップパー・スクールに来てスタッフと会うことを薦める形で実施した。一七〇人の生徒中一三〇人の生徒の家族と面接した。十五分間極めてインフォーマルな仕方で行なわれ、学校側に対して生徒と親の双方が何を聞きたいか、何か不安を持っているかを聴く機会である。スタッフの方からは、進学後の生徒の学校生活を説明する機会となっている。

スタッフにもインストラクションがあり、学年主任 (Head of Year) との話し合いの上で、ミドル・スクールを訪れて情報を与えている。

ミドル・スクールでは、クラス (Tutor Group) を分けるために、生徒たちに自分の友人の名前を書かせてその資料にしている。二日かけて、一七〇人を七つのクラスに分けた。学期の終わり、七月の第一週に、ミドル・スクールの生徒をアップパー・スクールに呼んで話をする機会を持つ。七つのミドルスクールから来るので、この学校そのものを知るとともに、生徒たちがお互いに知り合うことも重要である。帰宅後その日の夕刻に生徒は両親と一緒に再び学校に来るように招待される。そして生徒が親をチューター (Tutor) の元へ案内する。これが親がチューターを知る機会となる。

チューターは毎日午前と午後二度出席をとり、子供たちに話をする。水曜日の朝はチューター授業 (Tutorial Lesson) を行なう。これには、学校の運営についての情報・法律の仕組みについての話し・性教育・健康教育・職業に對して持つ経歴の意味等が広く含まれる。チューターは学校と家庭との間にあって、そのリンクの役割を果たしており、多くのケースで親が子供の問題で学校とコンタクトをとるのはまずチューターであり、チューターは学校の中心とも言え、その意味で非常に重要だと考えている。」

以上、ピアーズ校では進学时に生じやすい生徒の諸問題に細かい配慮をして、生徒と親の双方への対処がなされている。わが国の高校や中学でもこの種の問題認識はあるように見受けられるが、上記の様な配慮や対処をなしている学校がどれだけあるだろうか。われわれの調査における学校教師への他機関の職員からの評価および自己評価の低さからすれば疑問

無しとしない。

以下、個別的質問とそれへの回答である。

①「日常的に生徒が持つ問題について、チューターとの相談日が制度化されているのか。」

(回答)「上記の機会以外にも、チューターが生徒に問題を発見した場合は、個別的に会うが、その場合は特別に時間をアレンジすることになる。これはチューターとしての義務である。」

②「この学校ではチューターが、子供の問題を積極的に発見して対処しようとしているのか、それとも子供からの相談を待つて対処するのか。」

(回答)「われわれは生徒が進学して来る前に、ミドルスクールに行つて、まず彼等の先生と話をする。ミドルスクールの先生は生徒がどのようなことを考えているか、どんなことを期待しているかを情報として与えてくれる。生徒が進学してくると、いかなる問題であつてもチューターに伝えられる。状況が悪くなれば、それらの問題に対処する幾つかの方法がある。」

ここで、スクール・カウンセラーのブラッドレー氏の補足的説明がなされた。「深刻な問題がある場合は、学校で両親と十分に話し合うことが必要である。三者会談がもたれるが、その三者とは、『両親』、『学校のスタッフの中で両親の見解に近い考えを持っている人』、そして『両親に対して学校の考えをはっきりと主張し伝えることのできるスタッフ』の三者である(生徒もこの会談の中に入ることが出来る)。この会談が両親とひとりのスタッフだけであつたならば、両親に対して非常にサポートタイプになるか、逆に学校側が極めて権威主義的になるかのどちらかに傾いてしまう。われわれは、子供が家族とともにより客観的に成長することを望んでおり、こういう風に対処することによって家庭に変化をもたらすことができると考えている。われわれは彼等にその問題を家庭の中で解決することが出来るのだと示唆することに努力する。かくして両親は、子供が問題を抱えていてもそれに対処することが可能だと考えるようになる。われわれのやり方で

行けば、低所得層の家族で内部に色々問題を抱えていても、それら家族が社会的に孤立することなく、援助を受けることが出来る。学校と家族とのスムーズな良い関係を作ることが彼等を援助するためのいちばんの基礎となる。また両親が来ないような場合はチューターが家庭訪問をすることもある。」という説明であった。

③「そのような形でなされる家庭訪問の場合に、家族がプライバシーの侵害だと主張したりして、家族との間にコンフリクトを生むようなことはないか。」

(回答)「そういうことも起りうる。だから両親にできるだけこちらに向いて来させることが重要だ。また、家族と学校の最初のコンタクトは出来るだけ良い知らせ・希望を持たせる知らせでなければならぬと考えている。両親が学校に来る前にスタッフを知っていることが重要なのであり、さもなければ、最初のコンタクトを取るときは、悪い知らせになつてしまい、その時は家族は心を閉ざしてしまうことにもなる。」

ここでもピアーズ校の実施している「進学前の生徒と両親への接触」の意義が強調されたように思われる。

〔英連邦からの移民家庭の子への援助〕

ピアーズ校には「英連邦からの移民家庭の子どもへの援助」のためのスタッフが置かれており、その専門スタッフであるマリイ・ホームヤーさん (Ms. Marie Bomyer) にインタビューした。彼女の概括的説明によれば、このスタッフは「十一条スタッフ」と通称され、財政的には、四分の三が内務省 (Home Office) から支出されており、四分の一は教育部 (Education Department) から支出されている。その意味で財政的には本校 (ピアーズ・スクール) に基礎を置くものではない。

英国政府は英連邦からの移民家庭の子弟の教育の達成度の低さを問題視し、当初英語能力の不足が原因だと考え対処した成果があがらなかった。そこで焦点を変えて、生徒に問題が有るのではなくて、教育や学校の仕組みに問題があるのではないかと考えた。問題の関心を広げて、現在われわれがやろうとしているのは、学校と家庭とをより密接に結びつけ

ることである。彼等の両親も英国の学校で同じように失敗している。レイシズムの中に彼等は生きていたのであって、その状況の中では彼等の家族が学校と関係を持つことは容易ではない。彼女の仕事の一部はコミュニティーとの関係を結ぶことである。これは英国という複合社会の持つ問題である。

授業については、より良くバランスのとれた内容を作り上げようと努力している。ノーレイシズム、ノーセクシズムでまた世界的視点に立たせるための授業を目指しており、単なる個人的な問題だけでなく、世界で起こっている問題にも関心を持たせようと努力していることであつた。

以上の概要の説明を受けて、以下の個別的質問を行った。

①「家庭と学校との密接な関係を結ぶことを重要な仕事のひとつとしているということだが、それは子供を通じてなされるのか、その具体的な方法を教えてほしい。」

(回答)「通常では、子供を通して接触することはしない。子供に伝えても、そのまま両親に伝わらないことも多い。生徒にはクラスの中で話をするが、両親とは直接に話しをする。家庭を訪問して話しをする。そのことによつて、家族のバックグラウンドを知ることが出来る。今、学業不達成の少年の家庭を訪問している所だが、この家庭は離婚家庭で、母親はしっかりした性格の持ち主で、今まで少年に良い影響を与えて来ていたのだが、彼女が病気で入院したり、二人の姉が結婚したりしたため、経済的なプレッシャーも手伝つて子供に悪い影響が生じていることが分かつている。

ここで重要なことは、親を学校に呼び出すのと、家庭訪問をするのでは非常に大きな違いがあるということである。学校に呼び出されることは、親にとつて子供に何か問題があることを意味し、居心地の悪い思いをさせられるが、家庭においては彼等がスタッフを歓迎することが出来るために、両者の話し合いはうまくいく。本校ではペアレント・イヴニングという機会(一年に二〜三回あり、三時から九時くらいまでもたれ、両親はチューターが生徒について書いたレポートを読んで来校し、チューターと話し合う)があり、多くの生徒の両親は来るが、黒人の両親はあまり来ない。ファミリー・

インタビュアーは黒人家族については非常に難しい。」

② 「家庭訪問の重要性は分かったが、日本では少し逆の印象を持つ。日本でも学期始めに恒例の家庭訪問があるが、この場合は別として、それ以外に教師が家庭を訪問することは親にとって大変な問題だと受けとめられるような気がする。」

(回答) 「インドでは、教師が家庭を訪問することは極めて日常的な事でめずらしいことではないとされている。学校の帰りにふらりと生徒の家を尋ねることはよくあり、そこで、私は訪問する際アポイントメントをとらない。生徒に何が生じているかを家族が知らないこともあり、アポイントメントをとったり、呼び出したりすることは逆に親を身構えさせることになるからだ。」

③ 「家庭訪問を通して知った事実の中に、警察や行政当局に知らせるべき内容の事柄があつた場合の措置について。」

(回答) 「それは非常に困難なことだが、単なる家庭訪問の問題とせず、『学校の問題』として扱う。スタッフはそれを極秘として扱う。私が極秘に生徒の問題を本人から聞いて、援助を与えることが出来る場合は問題が無いが、それがわれわれの能力を超える場合は、他の援助を必要とすることを生徒に説得しなければならない。これは時間を必要とし、なかなか困難な問題である。これは警察に関わる問題でも同様であり、説得が必要である。警察やソーシャル・サービスを必要とすることだと言うのは非常に難しい。」

④ 「教育ソーシャル・ワーカーと協力して仕事をすることがあるか、それともこの学校は彼等の援助を必要としないシステムになっているのか。」

(回答) 「制度が変わつたので、少し評価が難しい。教育ソーシャル・ワーカーは一定の学校のグループに対応しているが、そういう形で以前は本校にも黒人の教育ソーシャル・ワーカーが関わっていた。彼は学校の理事でもあり、非常に有能で、私が困つたときには援助をしてくれた。しかし制度が変わつて、黒人のソーシャル・ワーカーを黒人に対応させ

るとレイシズムと受けとられる。黒人のソーシャル・ワーカーはいるが、それは黒人に対応するものとしていたのではない、広く一般の問題対処のためにあるという形に変わった。しかし他方で黒人の教師数は非常に少なく、このことが問題なのである。白人のシステムの中に黒人がいるということが問題なのだと思う。」ここに民間機関と公的機関との差が見られる。

以上、「十一条スタッフ」と呼ばれる、英国複合社会特有の問題解決のためのシステムを検討した。社会的状況としては日本とかなり異なるものの、同様に学業不達成、非行問題に悩む日本の初等・中等学校が、教育機関として問題にどのように対処すべきかの示唆を含んでいるように思われる。

【スクール・カウンセラー (School Counselor)】

スクール・カウンセラーのクリストファー・ブラッドレー氏 (Mr. Christopher Bradley) へのインタビューをもってピアーズ校での調査の締め括りとした。ブラッドレー氏には同校での調査の全てをセッティングして頂いたのみならず、インタビューの全てに立ち合って援助を賜った。さらに調査の締め括りをつける役割を果たして頂いたことになる。

スクール・カウンセラーの仕事は、子供の問題が厳しい状態になった時、子供を援助することである。ブラッドレー氏は、同校でスクール・カウンセラーになる以前、ソーシャル・サービスのソーシャル・ワーカーとして『ケアに付された子供』（家族の問題を抱えているために）の処遇にタッチしていた経験を持っているとのことであった。

問題を抱えた子供へどのようにして援助が提供されるか。子供に問題が生じた場合、まず、子供がクラス (Tutorial Group) の中で、また授業の中で、きちんとチューターや教師によって処置されているかどうかを調査する。つぎに、子供の悪い状態が継続する場合は、直接に子供と面接して学校が問題解決のために援助を提供することになる。そして、その方法はカウンセリングの方法である。生徒と話をして、彼のプレッシャーは何か。家族、教師、友人等についてそれぞれ考えさせる。子供の中には事情が分かり、それを評価できても、自分だけでは解決できない者もいる。われわれの仕事

は、子供のために決定をするのではなくて、いくつかの選択の道を示し、それぞれの選択の結果を説明することである。その後で子供は自身で解決することになる。ゆえにわれわれが援助を提供する子供というのは、もし正常な(Normal)家庭に育った子供であれば自然に発展させるであろうパーソナリティーの側面を、われわれが援助して発展させるということになる。

スクール・カウンセラーで対応できない場合、他の機関に援助を求めることになるが、その場合の機関として、ソーシャル・サービス、プロベーション・サービス、教育ソーシャル・ワーカー、精神科医等がある。とくに、子供が小さい時期(六、七才)に、両親が離婚したとか、アビューズされたとかいう経験を持つと、それが子供の人格の中に入りこんで現在でも行動に影響していることが注目される。しかし、子供の行動の原因が判っても、その子の八年後十年後を予想することは困難である。問題をめぐる学校、両親および子供の三者間のパートナーシップが重要となる所以である。

子供がどのようにしてカウンセリングを受ける様になるか。チューターが自分のクラスの中で問題を発見して、あるいは子供の希望を聴いて、スクール・カウンセラーとの繋がりをつけることがある。また、カウンセラーが永く勤務していると(ブラッドレー氏は四年間勤務であり、長い方だという)、子供達に比較的知られているところから、カウンセリングを受けた子供がさらに問題を抱えている別の子供を紹介することもある。子供がカウンセリングを受けているときは、このことをチューターと科目の教師に知らせる。その内容はその子に関してカウンセリングを実施しているという事実のみだが、チューターには若干のブリーフィングを行い、問題の内容を知らせるようにしている。

以下は、個別的質問とその回答である。

①「家族の情報、両親とのコミュニケーションをどのように処理しているか。」

(回答)「われわれは家族の情報についての記録をシートにして保管している。例えばある子供の母親が病気であるといった情報はこれに記載して、スタッフの全員あるいは一部に回覧する。この情報は、教師が子供について、今何が問題

になっているかを知るために重要性を持つていると考えている。」

② 「問題を抱えている子供の対処について、その方法や実態等を少し具体的に教えてほしい。」

〔回答〕 「問題を抱えている子供に関して、一学期に二回、スクール・カウンセラーとチューター及びスペシャル・ニーズ関係のスタッフとのミーティングを持つ。その子供の問題が学校の中で解決できない場合は、教育ソーシャル・ワーカーを呼ぶのか、教育心理学関係の専門家を呼ぶのかといったことを検討する。」

クライエントの実数等は常に変化するので、概数だが、全校で六十人位が他の福祉機関の援助を受けている。昨年では、ケアに付された子供が五人、ケアを経験してその後家庭に戻った子供が六人おり、スーパービジョン・オーダー等の何らかの命令を裁判所で受けた子供が十一人いた。精神科医にかかる子供が五人、精神的理由からの登校拒否が四人、非行等の社会的不適応からの登校拒否が七人、感情上の問題があり、小さいユニットに行かせている子供が三人、ソーシャル・サービスと関わりを持つ子供が十一人（内四人がケアに付された）。さらに行動上の問題を抱えた子供が二人いる。他の諸機関 (Agencies) と関わりを持つ割合が、本校はこの地域の他の学校よりも高いと思う。全校生七五〇人中一〇％位となる。」

③ 「スクール・カウンセラーの資格及びアカデミック・バックグラウンドについて教えてほしい。」

〔回答〕 「私自身は、大学卒業とCQSW (Certificate of Qualification in Social Work) である。オックスフォードのポリテクニクでマスターした。」

④ 「われわれの調査によると、日本の児童福祉機関では、ソーシャル・ワーカーの専門性の低さが機関の内外で問題とされている。英国を見るとその点で逆の評価を機関の職員が受けているように思われるが、それは、CQSWによるものか。」

〔回答〕 「必ずしもそうではない。CQSWは、広く老人問題とか、離婚や子供の問題等のソーシャル・サービスに関する

る法的バックグラウンドを扱っている。むしろ、カウンセリングの資格を取得するコースの方が注目されており、これが諸機関の職員に共通のバックグラウンドとなっているのではないか。それは、広くカウンセリングのスキルを習得させるコースであり、レディングに置かれ、時にはロンドンでも行なわれる。これは大学卒業後のコースで、期間は年間である。カウンセラーとしての独自の仕事はそれ程多くはないが、例えば教師がその資格を取得して、学校の中で使用するといったケースの方が多いと思う。むしろ民間の方にカウンセリング・サービスのより大きいマーケットがあつて、色々なカウンセリングの方法を学びたい人がそこへ行く。」

「ピアーズ校調査のまとめ」

以上で、ほぼ半日をかけて行ったピアーズ校の調査を終了した。昼時は七、八名のスタッフと昼食をともしながら懇談したが、英国においても日本の教育熱の高さ・受験地獄の実態等についての関心が高く、むしろわれわれの方がインタビューされている感があつた。検討して来たように、ピアーズ校はオックスフォードの南部、貧困な労働者居住地域に位置していることから、教育体制に独特の工夫を凝らしてきたことが知れる。その意味で英国全体の代表とみることはできない。しかし同校が深刻な問題を抱える生徒を多数擁しながらも、学校全体の雰囲気は、クラーク校長の言のとおり非権威主義的で極めて明るく、生徒はのびのびと生活をしており、生徒と教師の関係は極めてフランクであるという印象を受けたのであるが、この点が重要なのではないかと考える。日本にあつては、問題のある生徒が多いとその学校は暗くなると思われがちであるが、そうではなく、学校の雰囲気やシステムそのものは学校の教育の姿勢やシステムそのものであることを知らされた次第である。われわれの日本の調査(一九八七年度)との比較を必要とするところである。

(3) 児童相談所 (Child Guidance) (訪問日、十月十八日、アピンドン)

十月十八日、教育関係機関としては最後の調査対象である児童相談所を訪問した。われわれが訪問した児童相談所は、

オックスフォード市の南方、およそ一〇キロメートルほど離れたアビンドン (Abingdon) という小さな町にあり、相談所の建物も日本で言えば田舎の個人病院程度の小ぢんまりとしたもので、職員構成も後述のように小人数の機関であった。このように規模の小さな機関が住民の身近なコミュニティの中にあるというのが言わば英国的特徴とも言えよう。

当日は午後にはソーシャル・ワーカーのシム氏へのインタビュを予定し、夜はユース・ワーク (Youth Work) を訪問する予定になっていたので、早朝からペップワース氏の車で出掛けるといって強行軍となった。

児童相談所 (Child Guidance Clinic) は、種々の不適応や情緒障害を生じた児童の特別な対処を行う施設である。地方当局の教育部 (Education Department) の管轄下にある場合と、保健部 (Health Authority) が管轄している場合があるが、このような問題を処理するに際しては、精神科医、ソーシャル・ワーカー、心理学者およびセラピストからなるチームでもって両親と子供の双方に対して援助を提供している (Muriel Brown, Introduction to Social Administration in England, p. 105)。チャイルド・ガイダンス・オフィサーのオーヘア氏 (Mr. P. O'Hare) にインタビュすることができた。

〔援助の概要〕

「子供の教育、学習、行動や情緒上の問題に対処する行政分野では、三つの部局 (Services) が機能している。一つはエデュケーション・デパートメント、つぎにヘルス・サービス (Health Service)、そしてソーシャル・サービス・デパートメントである。とくにヘルス・サービスの役割が大きい。子供のための精神専門の中央病院が設置されており、一定の時間は病院で働き、一定の時間は地域で働くスタッフがいる。十二才〜十六才の少年を対象にする部分とそれ以下の子供を対象にする部分とからなっている。小さいユニットで入院治療や助言 (Advice)・相談を実施している。アビューズされたりしている子供やその他の子供に保護を与えている。

コミュニティの中で働いている人がここをベースとして地域を訪問する場合とエデュケーション・デパートメントが

ら来るソーシャル・ワーカーもいる。就学前の五才以下の児童を対象にしているグループもある。

オックスフォードを五つのブロックに分けて問題に対処しており、主として学習上の困難 (Learning Difficulties) に対処する教育心理学者 (Educational Psychologist) が二七―三〇人、主として登校問題に対処する教育ソーシャル・ワーカーが二五人、感情や行動上の問題に対処するチャイルド・ガイダンス・ソーシャル・ワーカーが七人 (これはヘルス・サービースと一緒に活動しており、家族にも援助を提供する) いる。

われわれは出来るだけ心理学者と親密な関係を保って実務を行っている。学校当局や学校で子供の健康を管理している医者や看護婦等からこのチャイルド・ガイダンスに連絡が入る。

一つの家族の全体に問題があつたら、家族全部をここの施設かまたはヘルス・センター (Health Centre) に呼ぶ。家族の全部というのは、子供と一緒に住んでいる人全部をさす。ただし両親が離婚している場合は、最初のミーティングが済むまで、両親がともに来るかどうか不明である場合もある。もう一つの方法として、とくに学校で問題があつた子供を扱う場合、学校で『教師』・『両親』・『子供』のミーティングを持つ事もある。」

〔個別の質問とその回答〕

① 「チャイルド・ガイダンス・オフィサーという制度は、いつから存在するのか。」

〔回答〕 「一九二〇年以來だが、イングランドとウェールズで異なり、また地域によって、チャイルド・ガイダンスの大きなサービースがある所と全く無い所もあり、一定していない。」

② 「チャイルド・ガイダンスを運営する行政上の責任部局は、ここでは教育部だが、他の地域では、ヘルスサービース・デパートメントが経営している所もあると聞く。それが事実だとしたら、そういう違いはどうして発生したのか。また行政の責任が、どちらに在るかによって、差が生じるか。」

〔回答〕 「そのとおりだ。それは、国からのガイドラインが無いために生じた差異である。行政の責任の所在の違いに

よる差異はあまり無いと思う。非常に似ているが、違いといえば、医学的なバックグラウンドのある人によって経営されれば、医学的な面が強くなり、教育の部局で経営されれば問題を教育的に見てしまい、ノーマライズする傾向があるということだ。欠点は医学的な面が分らないということだが、仕事そのものは非常に似ている。」

③「このガイダンスのスタッフの職種・人数構成は。」

(回答) 「フルタイムのソーシャル・ワーカーが二人、それに教育心理学者、そして病院から派遣されてここをベースにして働いている精神科医が二人いる。」

④「問題のある子供とのアクセスはどのようにして行なわれるか、もう少し詳しく教えてほしい。」

(回答) 「チャイルド・ガイダンスの方から、子供や親に積極的に働きかけることはない。概略を言えば、四五%位がヘルス・サービスから回されてくる、四〇%が教育関係から、残りがその他(ソーシャル・サービス等のソーシャル・ワーカーや両親)から回されてくる。」

親自身から直接に相談が持ち込まれる割合は一〇%位だと思う。しかし、親はどこに相談したら良いか分からないことが多いので、まずファミリー・ドクターや学校に問題を持ち込んで、そこからこちらに回されてくることが多いのではと思われる。しかし家族にこの機関のサービスを受けるべき法律上の義務は無いので、当然家族はこのサービスを断ることが出来る。」

⑤「この機関のアクセスは利用者にとって容易だと思うか。」

(回答) 「親が自身で相談に来る割合は、先に述べた様に一〇%位で、多くは学校やGP(家庭医)を通して来る。とくに小学校の場合は、家族自身は子供に問題があると思っても、学校はそう思わないために、ここへ回されて来ないことがある。そこで、心理学の専門家やチャイルド・ガイダンス・オフィサーが学校へ赴いて、この機関はアポイントメントをとらなければならない様な機関ではないから気軽にいらっしやいといったことを宣伝して、利用の啓蒙活動すること

もある。その結果、状況が良くなることもある。」

⑥ 『問題のある子供』という場合、どういう場合に『問題』だと判断するのか、その基準は。」

(回答) 「家族自身で『問題がある』と判断して、こへ来るか、先に述べたような他の機関が『問題がある』と判断してこへ回してくる。」

学校や家族が問題があると考える場合、われわれは出来るだけそれらの相談に乗るが、子供の問題というのは、実は子供に問題があるのではなく、他に問題があることが多く、例えば親夫婦の婚姻上の問題とかが真の問題であることも多い。しかしそれが分からなくて相談に来ることが多いので、『子供には問題がありません。他に問題があります。』と言うこともしばしばである。また、子供に行動上の問題がある時に、家族や学校は自分自身に問題があるとは言いたがらないことが多い。しかし、調べてみるとそこに問題があるという結論に達することもある。その場合は、出来るだけこの問題を話し合う場を作るように努力するが、これはいつもうまくいくとは限らない。」

⑦ 「この機関が援助・助言を与える場合、誰を対象にしているのか。」

(回答) 「家族に対しての割合が非常に大きい。子供と親の両方を対象にしている。また、学校との連携は密接でなければならぬ。家庭訪問はあまりしない。これは教育ソーシャル・ワーカーとこのチャイルド・ガイダンスとの違いの一つである。親の身になって子供と話をすることが非常に役に立つことがある。」

⑧ 「家庭訪問はあまりしないというが、もし必要な時には、教育ソーシャル・ワーカーに訪問を依頼することがあるか。その他の機関との連携はどうなっているか。」

(回答) 「必要な場合、訪問を依頼することもある。また、ミドル・スクールでは、『教師・教育ソーシャル・ワーカー、教育心理学者、そしてチャイルド・ガイダンスを加えたミーティング』があり、そのような形で密接な連携を保っている。また学校から回されてきたケースについては、学校と一体になって働くエージェンシーだとわれわれ自身を位置付けてい

る。その意味で学校との連携が重要だと考えている。しかし、学校の一部だと思われることは好ましくなく、少し離れていることが必要だと思う。われわれの目的は子供の保護であり、子供にアビューズその他の問題を発見した場合は、ソーシャル・サービスに回付するか、こちらから直接ソーシャル・サービスに回付しない場合は、学校から回してもらおう法的義務がある。」

⑨「総合的機関についての意見を聴きたい。」

〔回答〕「英国のソーシャル・サービスの役割のように、子供の保護のための、一つのサービスの役割が具体的に定義される必要がある。子供の精神問題の専門家・心理学者とソーシャル・ワーカー、おそらくカウンティ・カウンシルが一体となって働けるような場があれば良いと思う。しかし総合的機関となれば、援助を受けるためにクライアントはどこに行けば良いかの選択の問題では勝れているが、組織がちよっと複雑すぎる点が欠点ではないかと思う。」

IV ヘアンケート調査の分析

1 調査方法と調査対象者の概要

(1) 調査方法

今回の英国調査は前章までに検討した面接調査を主体とするものであるが、補助的調査として「機関職員を中心とした専門家へのアンケート調査」と「機関の利用者・クライアントとしての親へのアンケート調査」をも併せて実施した。両調査とも、われわれの研究協力機関であったオックスフォード大学ウォルフソン・カレッジ、法社会学センターから調査票を対象者に郵送し（われわれ自身で手渡した分も少なからずあるが）、回答は帰国後郵送によって回収した。調査対象

者の領域は、機関職員については面接調査の対象となった領域とほぼ重なっている。その点でも、時間的制約の伴う面接調査の補助的意義を持ち得ると考えている。困難を極めたのはクライエントへのアンケート調査の方であった。日本にあっても親への調査は、プライバシーの問題がネックとなって非常に困難であったが、外国にあつては、さらに国際的問題発生回避も考慮に入れねばならなかった。そこで機関の利用者への直接的な調査は諦め、法社会学センターの助言を容れて、学校を通して親へアンケート用紙を配付し協力を求めることとし、アンケートの質問項目も一般の児童・少年の親を対象としたものに急遽、書き替えるという方向転換を行った。ところが折悪しく、オックスフォードにあつてチャイルド・アビューズが問題となり親たちが過敏な反応を示しているという状況のもと、われわれの調査はエデュケーション・デパートメントの許可を得ることができないというハプニングが生じた。IIIで述べたようにエデュケーション・デパートメントの次長であるベップワース氏には面接調査において親身のお世話を頂いたのであるが、これにはアンケート調査不許可に対する氏の詫びの意味も込められていたのである。それはともかく暗礁に乗り上げた調査の打開を、調査対象になった民間機関の職員を通して利用者へ接近するという形で試みながら、法社会学センターのスタッフの私的なルートを辿る形で調査票の配付・協力依頼を行うこととなった。かくして親へのアンケート調査の回収数はかなり少数になってしまい、その意義も半減したが、それでも機関職員へのアンケート調査を補完する程度の意義は有しているのではないかと考えている。

(2) 調査対象者の概要

① 機関職員調査

表1に示すように、総数四八名(男性二二名、女性二五名、不明一名)であり、日本の調査とほぼ同数である(日本調査一四九名、拙稿「少年非行関係諸機関の職員に対する調査(家族機能を中心とする)」結

表1 [調査対象機関職員の総数および性別]

総数	男性	女性	不明
48	22	25	1

果の分析」、鹿児島大学法学論集二三卷一・二(合併号参照)。ただし、日本にあつては、関係機関に情報公開への極めて消極的な姿勢があり、われわれの調査は困難を極めたが、英国にあつては機関も機関職員も情報公開にオープンかつ協力的であり、短期間に日本調査と同数の回答が回収できた。民主主義における彼我の違いに感じ入ったと言えば誇大な表現であらうか。

年齢構成は表2に見るごとく三〇歳代にピークがあり、三〇歳代と四〇歳代の合計が三二名(六四・六%)である。これを日本調査と比較すれば相対的に若い(日本調査一五〇歳代がピーク、五〇歳代と六〇以上の合計が二七名、五五・一%)。日本調査では機関としての協力が得にくく、結果的に職員に対する個人的関係を辿った調査になったのに対し、英国調査は機関としての協力のもとに実施されたことが影響しているかもしれない。

所属機関については、公的機関二五、民間(ボランティア)機関二三となつて、相半ばしている(表3)。民間(営利)機関からの回答はなかった。具体的な所属機関は、公的機関がソーシヤル・サービス関係機関一三、プロベーション・サービス関係機関七で公的機関の八〇%を占め、民間機関はレイナー基金関係機関八、全国児童問題協会七、カソリック児童協会五で民間機関の八七%を占めており、面接調査の範囲とほぼ重なつて

表2 [調査対象機関職員の年齢]

総数	20代	30代	40代	50代	60代	60以上
48	3	20	11	13	0	1

表3 [所属機関の性質]

公的機関	25
民間(ボランティア)機関	23
民間(営利)機関	0
総数	48

いる。

職種等については表4に示したが、大半は有給(三九名、八一・三%)で常勤(三八名、七九・二%)であり、かつソーシャル・ワーカー関係者が多数を占め(三五名、七二・九%)、職員の学問的専攻分野もソーシャル・ワークが大半であるが(表5)、教育関係、法律実務家、研究者等も若干名ずつ存在する。勤務年数については、五年未満が二九名(六〇・四%)と過半数を占めている(表6)。これは職員の年齢構成(前述)もさることながら、四〇歳以上が五二・一%もいることを考慮すると、人事異動の影響も考えられよう。

② 親に対する調査

前述の事情から回答者総数は二六で少数であるが、ここでは機関職員調査の補完的意味合いで分析の対象とする。少数でも英国における普通の親たちが児童・少年問題に関わる機関のありかたについてどう考えているかを垣間見ることができよう。母親が一七名(六五・四%)と回答者の過半数である(表7)。

表4 [職種等]

有給	39
無給	1
常勤	38
パートタイム	3
管理職	8
ソーシャル・ワーク・マネージャー	19
ソーシャル・ワーク	16
教育	4
教育心理学	2
法律実務	3
研究職	4

表5 [学問的専攻分野]

ソーシャル・ワーク	37
社会学	8
教育学	7
心理学	3
法学	1
その他	0

表6 [勤務年数]

5年未満	29
5年以上10年未満	6
10年以上	12

*無回答1

表7 [調査対象親の総数および性別]

総数	男性	女性
26	9	17

親の年齢は四〇歳代にピークがある(表8)。配偶関係は婚姻が大半であり(一九名、七三・一%)、同棲(七・七%)や別居(七・七%)および離婚(三・八%)は意外に少ない(表9)。子供の数は総数五四、男女児二七人ずつの同数であり、平均二・一人である(表10)。所得源は賃金所得が大多数であり(二五名、九六・二%) (表11)、居住住宅も自己所有家屋が二二名(八四・六%)を占めている(表12)。以上の数値からすれば、回答者の家族は英国にあってもきわめて一般的な家族と言えるのではなからうか。

**2 機関が提供する援助、援助提供に際しての機関の姿勢および援助に対する職員
の自己評価**

(1) 機関が提供する援助
調査対象機関の提供する援助については

表8 [調査対象親の年齢]

総数	20代	30代	40代	50代	60代
26	1	6	17	2	0

表9 [配偶関係]

総数	婚姻	別居	離婚	同棲	再婚	寡婦(夫)	未婚
26	19	2	1	2	1	0	1
100.0%	73.1%	7.7%	3.8%	7.7%	3.8%	0.0%	3.8%

表10 [子供の数・性別]

男児	女児
27	27

表11 [所得源]

賃金所得	25
配当金および利息	1
所得扶助	1
社会保障給付	0
扶助料(前配偶者等からの)	1

表12 [居住住宅の種類]

自己所有家屋	22
公営住宅	1
住宅協会その他の非営利団体からの賃貸住宅	1
私的賃貸住宅	2

表13に示したとおり、「児童の情緒的諸問題」(七九・二%)、「児童への暴力」(六八・八%)および「少年非行」(六四・六%)を中心として、児童・少年の諸問題に対して各種の援助を提供する機関が網羅されたことが窺われる。

(2) 援助を提供する際の機関の姿勢

表14に示したように、「子供が問題を抱えていると認めた場合、当機関は何時でも援助を提供すべきである」という見解に賛成した職員は二七名(五六・三%)、「親が援助を求める時にのみ、当機関は援助を提供すべきである」という見解に賛成した職員が一六名(三三・三%)、無

回答五であった。大まかに見て、機関の職員は援助提供に際して積極的な姿勢を示していると言えよう。この点については次章「総括」で面接調査と比較して再検討する。

(3) 援助に対する職員の自己評価

表15は「所属機関がクライエントに対して十分な援助を提供しているか」という質問した回答結果である。肯定回答が二四(五〇%)と半数を占めるものの、否定回

表13 [所属機関が援助を提供する諸問題]

機関の対象とする諸問題	数	%
少年非行	31	64.6%
児童への暴力	33	68.8%
学習上の困難	19	40.0%
児童の行動上の問題	28	58.3%
児童の情緒的問題	38	79.2%
家族の財政困難	22	45.8%
その他	0	0.0%

表14 [援助提供に関する機関の姿勢]

機関の姿勢	数
児童が問題を抱えていることを認識した場合は何時でも援助を提供すべきである。	27 56.3%
親が援助を求める場合にのみ家族に対して援助を提供すべきである。	16 33.3%

無回答 5

表15 [所属機関は十分な援助を提供しているか]

十分な援助を提供している。	24	50.0%
十分な援助を提供しているとは言えない。	21	43.8%

答も二一（四三・八％）とかなり高く、拮抗していると言つてよい。日本調査における結果は肯定回答五三・一％に対し、否定回答は二〇・四％と少数であった（前掲拙稿、五六頁）。両者を比較すると英国における機関職員の自己評価の方が厳しいようである。表16は所屬機関のアクセスの容易度を問うた結果である。肯定回答が二八（五八・三％）と過半数を占めるものの、否定回答も二〇（四一・七％）とその差が小さい。利用しにくい理由の約半数は「情報不足」であるが（九、否定回答者二〇に対する割合四五％）、「援助提供における官僚的形式主義」をあげた者が六（三〇％）もあることも注目に値する。これらの数値からも、英国における各種機関職員の自己評価は客観的かつ厳格であり、日本調査に現われた職員の自己評価の方が相対的に緩やかであるように思われる。

3 機関相互の連携

「一般的に言つて、当機関は他機関との連携が良いと思えますか」という質問の回答結果が表17である。

表16 [所屬機関のアクセスの容易度]

アクセスは容易である。	28	58.3%
アクセスは容易ではない。	20	41.7%
アクセスが容易でない理由		
所在場所、提供できる援助の種類等についての情報不足	9	
援助提供における官僚主義	6	
機関を見つけることが困難	2	
費用が高い	1	
援助を待つ期間が長い	3	
問題解決に要する時間が長い	1	

表17 [他機関との連携]

全てのセクターの機関と連携が良い	27 (56.3%)
公的セクター、ボランティア・セクターとのみ連携が良い	20 (41.7%)
公的セクター、コマーシャル・セクターとのみ連携が良い	0 (0.0%)
公的セクターとのみ連携が良い	1 (2.1%)
ボランティア・セクターとのみ連携が良い	0 (0.0%)
コマーシャル・セクターとのみ連携が良い	0 (0.0%)
全ての他機関との連携がうまくいっていない	0 (0.0%)

*総数48、％は総数48に対する割合

「全てのセクターの機関との連携が良い」という回答は五六・三%であるが、「公的セクター、ボランティア・セクターとのみ連携が良い」四一・七%を含めると、九八%の機関職員が機関相互の連携を肯定的に評価していることを示している。のみならず、残る一名も「公的セクターとのみ連携が良い」と回答しており、「全ての他機関との連携がうまくいっていない」という回答はゼロであった。

日本調査においては、「家庭裁判所・児童相談所・学校との間の連携はうまくいっているか」という趣旨で質問したのであるが、調査結果は、総数四九中、「うまくいっている」一七、「うまくいっていない」九、「どちらともいえない」九となり、機関職員は必ずしも機関相互間の連携を肯定的に評価しているとは言えなかった。加えて、「非行政の現状認識」に関しても、上述の様に自己機関の評価に関しては肯定回答五三・一%に対し、否定回答は二〇・四%と少数であったのに、それが非行政全体の評価ということになると、肯定的評価が三六・七%と大きく減少する事実から、機関職員との機関相互の連携に問題性を感じさせるとともに、具体的な他機関の評価からは、機関相互の不信感すら窺わせるものであった(前掲拙稿五三―五四頁)。

以上の比較検討によって、面接およびアンケート調査の両調査から結論された英国における各種機関の連携の良さは、日本と異なる重要な特徴であると言えよう。

4 援助を必要とする諸問題と対応すべき援助機関のセクター

(1) 機関職員へのアンケート調査結果

表18は、「次の諸問題に対する援助はどのセクターの機関が主として提供すべきだと思いますか」という質問に対する機関職員の回答結果である。「児童の行動上の諸問題」を除いて、他の分野は圧倒的に公的セクターに属する機関が援助を提供すべきだという結果が判明した。民間機関が広く普及している英国における調査であることを思うと、いささか意

外の感があるが、そのような英国における調査結果であるからこそ、この調査結果には重みがあると思われる。

コマーシャル・セクターの比率が全般的に極めて低いという事実が目目される。民間団体と言え、即、営利団体を想起しがちのわが国の現状と比較して、これは英国の一大特徴と言えよう。

以上、回答結果を総体的に見ると、そこには公的セクターに属する諸機関を中心に据えて、ボランティア・セクターがこれを補完するという構図が描かれているように思われる。特に、「児童の情緒的諸問題」と「児童に対する暴力」の二項目において、ボランティア・セクターが相対的に高い比率を示している点が注目される。これは、われわれが調査の対象にしたレイナー基金のC A L I がそうであったように、英国にあつては、特にこの二分野において民間機関がその非権力的な性格を生かして多様な援助を提供しており、その現状を反映した調査結果だと言えよう。

前述のように、「児童の行動上の諸問題」については、相対的に公的セクターの割合がかなり低いのであるが(五六・三%)、これもボランティア・セクター(一四・六%)とコマーシャル・セクター(二・〇%)がやはり低い数値を示している点を合わせ考察すれば、公的セクター以外のセクターに主たる役割を期待しているものとは考えられない。「児童の行動上の諸問題」という概念が、若干曖昧であり、そのために回答数の減少を招いたのかもしれない。

表18 [援助を必要とする諸問題と対処すべき援助機関のセクター：職員の回答]

援助を必要とする諸問題	対処すべき援助機関のセクター		
	公 的	ボランタリー	コマーシャル
少年非行	46 (95.8%)	11 (22.9%)	1 (2.0%)
学習上の諸困難	45 (93.8%)	9 (18.8%)	2 (4.1%)
児童の情緒的諸問題	43 (89.6%)	14 (29.2%)	2 (4.1%)
児童に対する暴力	45 (93.8%)	13 (27.1%)	1 (2.0%)
児童の行動上の諸問題	27 (56.3%)	7 (14.6%)	1 (2.0%)
児童に影響する財政問題	40 (83.3%)	6 (12.5%)	4 (8.3%)

* 総数48、%は総数48に対する割合

(2) 親へのアンケート調査結果

表19は、親に対してなされた同一の質問の回答結果である。総体的に見た場合、調査結果は機関職員の場合とほとんど同じであると言えよう。機関職員の場合、公的セクターの数値が低かった。「児童の行動上の諸問題」についても、他項目とはほぼ同じく公的セクターが高い数値を示し、共通した傾向にあることが窺われる。

「児童の情緒的諸問題」と「児童の行動上の諸問題」に関して、ボランティア・セクターとコマースシャル・セクターが比較的に高い数値を示している事実を指摘できるかもしれない。「児童の情緒的諸問題」については、機関職員への回答結果においてもボランティア・セクターの数値が高く、共通していたが、親の回答結果からは、児童に関する「情緒」・「行動」(「学習」もこれらに近いかもしれない)といった問題に関しては、民間機関の補完が期待されている事実が窺われる。

5 機関の援助に対する評価―各セクター間の比較

表20、表21、図1、図2は機関の援助に対する現状(各セクター間の比較)に関する機関職員および親の評価を表および図に示したものである。表20、図1から、公的セクターに対する機関職員の評価が全般的に高いことを知ることができよう。ボランティア・セクターおよびコマースシャル・セクターの双方と

表19 [援助を必要とする諸問題と対処すべき援助機関のセクター：親の回答]

援助を必要とする諸問題	対処すべき援助機関のセクター		
	公 的	ボランティア	コマースシャル
少年非行	23 (88.5%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)
学習上の諸困難	25 (96.2%)	3 (11.5%)	1 (3.8%)
児童の情緒的諸問題	21 (80.8%)	5 (19.2%)	3 (11.5%)
児童に対する暴力	24 (92.3%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)
児童の行動上の諸問題	21 (80.8%)	4 (15.4%)	3 (11.5%)
児童に影響する財政問題	24 (92.3%)	2 (7.7%)	1 (3.8%)

* 総数26、%は総数26に対する割合

も、すべての項目において公的セクターの数値を下回っている。しかし、ここで注目される点は、ボランティア・セクターのグラフの形が公的セクターのグラフの形に近似している事実である。コマーシャル・セクターのグラフの形と比較すれば、その差が顕著であることが知れよう。「スタッフの熟練度」、「費用の手頃さ」、「プライバシーの尊重」、「援助の効果」といった評価に関して、ボランティア・セクターは公的セクターの数値を下回りながらも、コマーシャル・セクターに比較すればそれなりの高い数値を示している。4で英国のボランティア機関の広範な普及は公的機関の補完的役割を期待されることではないかと指摘したが、本節における分析も同様な結果を明らかにしたと言えよう。すなわち、機関職員はボランティア機関の援助の現状を公的機関の補完的役割を果たすものとして、肯定的に評価しているものと考えられる。

表21、図2（親の見解）からは、クライアントの見方が機関職員と若干異なるという事実が窺われ興味深い。すなわち全体的に見た場合、公的セクターに対する評価が他のセクターに比して高い点は図1と共通しているものの、「プライバシーの尊重」の項目ではボランティア・セクターが公的セクターより高い評価を受け、「援助の効果」に関しては評価が同等になっているという特徴を指摘できる。「費用の手頃さ」においても評価が拮抗している点から、クライアントの立場からは、「プライバシーの尊重」を中心とする、これらの三項目に関してボランティア・セクターの補完性が意識されているものと思われる。この点は面接調査におけるボランティア機関の評価とも一致すると言えよう。図2では図1と異なり、コマーシャル・セクターに対して、「スタッフの熟練度」と「援助の効果」の二項目に関して相対的に高い評価がなされている点が注目される。「援助の効果」に関しては、公的セクターおよびボランティア・セクターをわずかであるが上回っている。クライアントの評価としては理解できるところであろう。

表20 [機関の援助に対する評価—セクター間の比較—職員の回答]

援助の評価	援助機関のセクター		
	公 的	ボランティア	コマーシャル
権利として受け得る	25 (52.1%)	9 (18.8%)	2 (4.2%)
スタッフが熟練している	24 (50.0%)	17 (35.4%)	11 (22.9%)
援助が信頼できる	22 (45.8%)	14 (29.2%)	10 (20.8%)
費用が手ごろである	27 (56.3%)	23 (47.9%)	6 (12.5%)
プライバシーに配慮	26 (54.2%)	19 (39.6%)	10 (20.8%)
効果的である	21 (43.8%)	17 (35.4%)	7 (14.6%)
社会的に責任を負い得る	25 (52.1%)	11 (22.9%)	0 (0.0%)

*総数48、%は総数48に対する割合

図1 [機関の援助に対する評価・セクター間の比較]（機関職員の評価）
（表20をグラフにしたもの）

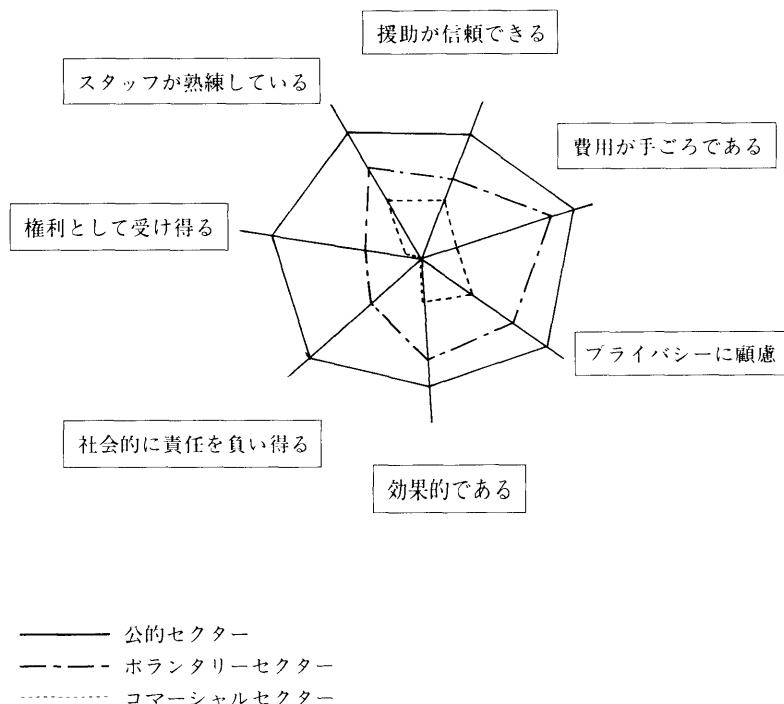
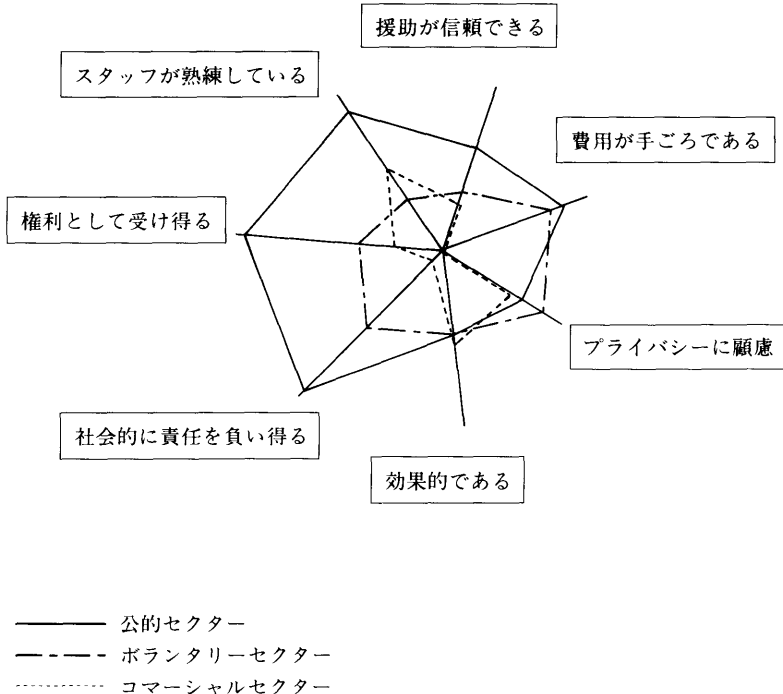


表21 [機関の援助に対する評価—セクター間の比較—親の回答]

援助の評価	援助機関のセクター		
	公 的	ボランティア	コマーシャル
権利として受け得る	17 (65.4%)	7 (26.9%)	4 (15.4%)
スタッフが熟練している	14 (53.8%)	5 (19.2%)	8 (30.8%)
援助が信頼できる	9 (34.6%)	5 (19.2%)	4 (15.4%)
費用が手ごろである	11 (42.3%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)
プライバシーに配慮	8 (30.8%)	10 (38.5%)	6 (23.1%)
効果的である	7 (26.9%)	7 (26.9%)	8 (30.8%)
社会的に責任を負い得る	17 (65.4%)	9 (34.6%)	1 (3.8%)

* 総数26、%は総数26に対する割合
* 無回答 6

図 2 [機関の援助に対する評価：セクター間の比較] (親の評価)
(表21をグラフにしたもの)



6 各種機関の援助に対する評価

表22は各種機関の援助に対する評価を機関職員に質問した結果である。対象が機関職員であるので、自己評価とともに他機関に対する評価を尋ねたことになる。親に対しても現実に利用した機関の評価という形で同様の質問をしたのであるが、解答数が少なすぎて意味のある結果が出なかった。

第一に「民間精神科医」に対する肯定的評価がかなり低い事実を指摘できよう(一四、二九・二%)。否定的評価も二番めに高く(二二、二五・〇%)、しかも、肯定・否定の評価がほぼ拮抗しており、その意味でもかなり否定的評価を受けている事実が窺われる。第二に「教育ソーシャル・ワーカー」に対する否定的評価が最も高い。肯定的評価も高いとは言えないので、教育ソーシャル・ワーカーに関してもその援助のあり方に若干の疑問が感じられているのかも知れない。第三に「家庭医」もそれほど高い評価を受けておらず、いささか意外の感がある。

7 総合的援助機関の評価

表23は、援助機関のあり方に関する機関職員の見解であ

表22 [各種機関の職員の援助に対する評価]

機関名・職種名	非常に成功	成功	不成功
教育ソーシャル・ワーカー	1	22	13
児童相談所	4	22	5
ユース・サービス	2	26	2
ソーシャル・サービス	2	28	1
プロベーション・サービス	3	23	4
家庭医 (GP)	1	20	7
民間精神科医	0	14	12
民間カウンセリング機関	3	19	5

表23 [援助機関のありかた]

援助全般に責任を負う一つの機関に統合されるべきである	9 (18.8%)
個別的専門機関相互の密接な連携で処理されるべきである	6 (12.5%)
総合的機関と個別的専門機関の両方が必要である	32 (66.7%)

*総数48(無回答1)、%は総数48に対する割合

る。援助を提供する機関は、「援助全般に責任を負う一つの機関に統合されるべきである」（二八・八％）という見解や、「個別的専門機関相互の密接な連携で処理されるべきである」（二二・五％）という見解は少数であり、「総合的機関と個別的専門機関の両方が必要である」（六六・七％）という見解が大半を占めることが判明した。機関相互の連携を密にすることによる対処には限界を感じていることが知れるが、「唯一の総合的機関」にも、面接調査の結果から窺われるように、ソーシャル・サービス・デパートメントを創った経験からか、かなり懐疑的であると評価できよう。「総括」で再度取り上げることにする。

8 子供に問題が生じた時の相談相手

子供に問題が生じた場合、誰に最初に相談するかという仮定の質問を親に対して実施した。その回答を問題別に整理したものが表24、表25、表26、表27である。

表24は、へ子供が盗みをしたと仮定した場合の最初の相談相手である。「親族」が過半数を占める（一五・五七・七％）。「配偶者」と回答する者が少数あるが（二・七・七％）、これは「その他」の空欄に記述されたものである。問題の性格上、プライバシー性が高いと意識されて、選択肢外に特に記述されたものと推察される。選択肢のなかに「配偶者」を入れなかった調査の不利が悔やまれるところである。これを「親族」のなかに加えれば、一七（六五・四％）となり、大半の者は自分の子供が盗みをしたという様な場合、まずは家族または親族の内部での問題解決を図ろうとする

表24 [仮定質問＝「子供が盗みをした場合」]の最初の相談相手]

親族	15	友人	5
教師	3	配偶者	2
弁護士	2	ボランティア機関	2
警察	1	相談相手無し	1
盗んだ物、場所等状況による	1	教育ソーシャル・ワーカー	0
児童相談所	0	ソーシャル・サービス	0
ユース・サービス	0		

ように思われる。次に「友人」が多い(五、一九・二%)。これも同じ流れで理解できるものと思われる。「子供の盗み」といったプライバシー性の高い問題については、自己を中心として描かれた同心円のなかで、自己に近い順に相談相手が選択されるものと推定されよう。その他「教師」、「弁護士」、「ボランティア機関」等はそれぞれ少数であり、かつ相互に差がない。

表25は、へ子供に学習上の困難が生じたと仮定した場合の最初の相談相手である。「教師」と回答する者が圧倒的であり(二三、八八・五%)、他は問題とならない。教師への信頼度の高さの反映とも受取れるが、「教育ソーシャル・ワーカー」(二、七・七%)の数値の低さが気になるところである。教育ソーシャル・ワーカーは、前述したように、(Ⅲ、3参照)、通常、地方当局の教育部に所属していて、生徒の退学や欠席を検査し、補助金支給のための家族査定を行うとともに、子供の無視や非行が生じている家族については、これを援助するために学校や家族を訪問する職員である。学習上の困難についての援助は専門外だということかもしれないが、欠席がちな児童の多くは学習上の問題を抱えており、これは日本だけの特徴ではなく英国においても共通しているところである。このように考えると、「最初の相談相手」としての教育ソーシャル・ワーカーの数値はもう少し高くてもよさそうな気がする。6において、機関職員の中で、教育ソーシャル・ワーカーの援助のあり方に対して否定的評価の数値が高い点を指摘したのであるが、この数値は親からの教育ソーシャル・ワーカー評価の一端を示しているのかもしれない。

表26は、へ子供に情緒上の問題が生じたと仮定した場合の最初の相談相手である。問題

表25 [仮定質問＝「子供に学習上の困難が生じた場合」の最初の相談相手]

教師	23	親族	2
教育ソーシャル・ワーカー	2	友人	1
ボランティア機関	1	司祭	1
児童相談所	0	ソーシャル・サービス	0
民間教育相談	0		

を分かりやすくするために、「離婚、死別もしくは家族の軋轢の結果として」という条件的な文言を入れた。結果は前二者に比して、選択された選択肢にかなりばらつきが生じた。「友人」(九、三四・六%)、「親族」(七、二六・九%)、「家庭医」(三、一一・五%)、「民間カウンセリング機関」(三、一一・五%)、その他であるが、児童相談所(Child Guidance)を選択するものが皆無であり、この点は意外であった。児童相談所は、III 3 (3) で述べたように、種々の不適応や情緒障害を生じた児童の特別な対処を行う施設であり、地方当局の教育部の管轄下にある場合と保健部の管轄下にある場合があるが、精神科医、ソーシャル・ワーカー、心理学者およびセラピストからなるチームで親や児童に援助を提供しているとされる。しかし我々のインタビューに対するオーヘア氏の回答によれば、児童相談所にくる児童の約四五%がヘルス・サービスからの回付であり、四〇%が教育関係から回されてくるということ、親自身から相談を持ち込まれる割合は一〇%位にすぎないという回答であったが、表26の数値もこれを裏付けているように思われる。したがって、離婚等の相談機関において児童の情緒上の問題が発見され各種の機関で対処されることもあろうが、現状では親が児童の情緒上の問題を自分から相談するための機関の窓口が開かれているとは言いがたい。これが選択肢のばらつきを生んでいるとも言えようが、逆に親自身が子供に問題があることを気付かないことも多く、多くは学校や家庭医等を通して回付されてくるというのが実状なのかも知れない。さらに、オーヘア氏が述べたように、学校も問題を発見しない場合もあるから、学校への啓蒙活動を重視する必要があるということであろう。

表26 [仮定質問＝「子供に情緒上の問題が生じた場合(離婚、配偶者との死別、家族の軋轢等の結果として)」の最初の相談相手]

友人	9	親族	7
家庭医 (G P)	3	民間カウンセリング機関	3
教師	2	ボランティア機関	2
司祭 (教会)	2	教育ソーシャル・ワーカー	1
民間精神科医	1	児童相談所	0
ソーシャル・サービス	0	ユース・サービス	0

表27は、へ家庭内に児童虐待の問題が生じたと仮定した場合の最初の相談相手である。「友人」(九、三四・六%)、「家庭医」(六、二三・一%)、「親族」(五、一九・二%)、その他であり、若干、表26に類似した傾向が現われている。かつ、ここでも、児童虐待に關しては主たる対処機関であるソーシャル・サービスを選択するものが一名にすぎず、この点でも上記の場合に類似する。しかし、家庭内に児童虐待の問題が生じた場合に、行政機関とはいえ権力的性格を有する地方当局のソーシャル・サービスに、家族が直ちに相談を持ちかけることを期待する方が無理の様に思われ、これは当然の結果かもしれない。現に、III2で検討したように、オックスフォード・ソーシャル・サービスのモリス・ロビンソン・ディレクターも、機関へのアクセスは、教師、医者、警察官、司祭といった人々が子供のためにサービスを求めてくる場合にほぼ限られていると述べている。ゆえに、児童虐待のケースでも、上記の主たる相談相手、特に家庭医からのソーシャル・サービスへの情報の提供が重要だということになり、英国において家庭医は、家族問題と密接な関係を持っているということに注意する必要がある。

V 〈総括〉

以上、英国における児童・少年問題に関わる各種機関を公的機関および民間機関の職員に対する面接および補助的調査としてのアンケート調査結果を通して検討してきた。本稿を終えるに際して、得られた知見をいくつかの項目毎に整理しておきたい。

表27 [仮定質問＝「家庭内に児童虐待の問題が生じた場合」の最初の相談相手]

友人	9	家庭医	6
親族	5	教師	2
警察	2	ソーシャル・サービス	1
電話相談	1	民間精神科医	1
司祭	1	児童相談所	0
教育ソーシャル・ワーカー	0		

1 援助を提供する際の機関の姿勢

IV 2 (2) で述べたように、機関職員に対するアンケート調査の結果は、「子供が問題を抱えていると認めた場合、当該機関は何時でも援助を提供すべきである」という見解に対して過半数（五六・三％）が賛成し、援助提供に際しての積極的姿勢を示していた。

しかし、積極的に援助を提供するといっても、無条件かつ無制限という訳にはいかないであろうし、機関としては援助提供の際に家族の権利やプライバシーを侵害するようなことは避けねばならないであろう。各種機関がこの問題に対してどのように配慮しているか、これが面接調査の一つの柱であった。公的機関にあつては、たとえばプロベーション・サービスにおけるスーパービジョン実施における「親の事前同意（機関の指導に服するという）」に基づく少年の家庭への訪問権（指導、助言、カウンセリング）に象徴されるように、正当な法的根拠に基づいて援助を提供することによって、この問題は解決されると理解されている。しかし、「親に対する助言やカウンセリング」のように法的根拠・強制力を有しない援助も事実上は行われており、かつ一般的に成功しているという回答から、機関の実務のフレキシビリティを窺わせる。

ソーシャル・サービスにおいては、「親権決議（Parental Right Resolution、一九八九年児童法では廃止）に対する見解を問うことによつてこの問題に対する機関の姿勢を見ようとしたのであるが、この制度は明らかに否定的に評価されていた。司法手続によることなく、行政手続で親権を親から奪うことが問題だというのである。ここに、自己の援助の実効性のみならず、援助提供と家族の権利との調和をも追求せんとするソーシャル・サービスの姿勢を垣間見る思いがする。

教育関係では、ピアーズ・スクールにおける「問題を抱える子供」への援助提供に際しての「三者会談」が「両親」・「両親に対してサポータータイプな立場に立つスタッフ」・「学校の立場を代表するスタッフ」から構成されるという点に家族の権利への配慮を見ることができよう。また、この学校では、ミドル・スクールからの進学に際して生ずる問題解決のた

めのスタッフが置かれており、このスタッフが子供の進学前からミドル・スクールと連携して子供やその家族との接触を図っている。これによって、少年が現に問題を起こした際の家庭訪問において、家族がスタッフに心を閉ざしたり、訪問をプライバシーの侵害と捉えたりすることを回避できるという回答がなされた。ややもすれば、権威主義的・権力的になりがちな学校の対処を、如何にして子供と家族を中心に捉えて福祉的にアプローチするかの努力がなされていると評価できよう。教育ソーシャル・ワーカーは、親に対しては、親の心配や憤慨が社会システムに対する無知から生じているような場合、親の責任が理解できるように説明することの重要性と、その際の訪問等における機関の非権力的性格(ソーシャル・サービスに比較して)の利点が強調された点が印象的であるが、これについてはIV 6、8の分析から若干の疑問も無いわけではない。

民間機関に関しては、文字どおり非権力的特性を生かして、細やかで柔軟な対処が実施されているようである。レイナー基金に属する機関にあつては、アウト・リーチ・チームを設けて刑務所に送られるリスクの高い少年に対して、スタッフが家庭やコミュニティに向いて援助を提供しているが、これは民間機関の非権力的性格とスタッフ構成(機関の職員の五〇%が黒人であること)とによって可能になっているようである。すなわち民間機関のフレキシブルな性格が、微妙な問題を本来的に孕む「コミュニティや家族への働き掛け」を、公的機関よりも容易にしているものと思われる。以上、英国に於いては幾つもの次元で、多様な機関が、その特性を生かした援助を、子供と家族のニーズに応じて提供している事実が窺われる。しかしII 3で検討したように、全国児童問題協会(National Children's Bureau)のバリーツジ氏は、援助の限界について、「歴史的に見ると、英国の社会福祉サービスには懲罰的などころがあつて、それは、対象としてきた家族が貧困家族であつたことにもよる。最近までソーシャル・サービスが親権をあまり認めず、家庭に介入して親権を剥脱するという事があつた。現在、法が変わりつつあつて、家族の保護という観点が強くなりつつある。」と述べていた。この指摘からすると、英国における子供や家族への援助は、「援助の浸透性の追求」という側面と「家族

の権利やプライバシーの保護」という側面を両極として、この間のバランスをどのあたりでとるかであったのではないかと思われる。英国における非権力的民間援助機関の多様性はその結果でもあるように思われるのである。

2 機関相互の連携

IV 3で分析したように、アンケート調査結果は、英国の各種の機関が相互に良く連携を保ってそれぞれの援助を提供していることを窺わせた。そしてこの事実は、わが国の児童・少年問題関係機関の実態と比較して顕著な特徴となっている。この傾向は、前号掲載の各種機関職員に対する面接調査からも明らかと思われる。プロベーション・サービスにおいては、ソーシャル・サービス、教育機関さらにはボランティア機関等との連携について肯定的な回答があった。教育関係では、特に、ピアーズ・スクールにおける進学予定児童の在籍学校との密接な連携が特徴的であったし、さらに、進学後の子供の問題に関しても、その問題の深刻化に対応して、スペシャル・ニーズの担当スタッフ、スクール・カウンセラーそしてチューターとの密接な連携を通して、問題解決が図られるとの指摘があった。問題が学校の能力を超える場合は、その性質に応じて教育ソーシャル・ワーカー、教育心理学関係の専門家、および他機関（ソーシャル・サービス、プロベーション・サービス、等々）との連携を取る。さらに、ここではスクール・カウンセラーが子供の家族についての情報シート（例えば、母親が病気である等々の）を管理しており連携の要に位置している。学校内部の各種スタッフ間の連携および関連機関との連携が極めて細やかに配慮されている事実を知るのである。

民間機関にあつては、レイナー基金が、公的機関との連携に於いて若干の問題を指摘していた点が注目される。この種の民間機関に対する政府の資金援助に対して、プロベーション・サービスが、ある種の疑念、すなわちチャリティー機関が政府の資金を得て政府のエージェントになってしまい、プロベーション・サービスに取って代わるのではないかという疑念を持っているとの指摘があつた。従つて、ソーシャル・サービスとの連携も、地域によって異なり、パートナーシッ

プということ唱えても公的機関が責任を持つべきだという考えもあって難しい点もあるという回答になるのである。また、このレイナー基金所属の若い女性の相談機関である「CALI」でもソーシャル・サービスの関係のなかに、「レッドテープ（官僚的形式主義）」を指摘しており、こうした回答の中に、英国にあっても公的機関と民間機関との役割や責任をめぐる複雑な問題の存在を垣間見ることが出来る。

しかし、われわれの調査から明らかになった重要な点は、これらの問題の存在にも拘らず、いな、むしろそのような問題が存在するからこそ、民間機関のフレキシブルな性格が、各種機関職員の連携を発展させることに貢献しているという事実であった。前記CALIもその他の諸機関との連携について、青少年問題に関わる各種機関（公的機関、民間機関を含む）で働いている職員が援助提供上の連携を密にするための場を提供している事実及びこれによって革新的な活動が生み出されている事実とを指摘している。この点に関して全国児童問題協会の回答は非常に注目に値するものであった。バリーッジ氏によれば、英国における各種の専門家はそれぞれバラバラに仕事をしており、互いに話し合うことがない。それが英国の問題の一つでもあるという。そのような状況下で、この機関のローカル・グループが、教師、ソーシャル・ワーカー、ヘルス・ビジター、家庭医といった子供の福祉に関心を持つ人々の話し合いのための場を作ること努力しており、専門家たちに異なった仕事の内容や異なった考え方を理解するための場を提供している。社会福祉的・金銭的・教育的等々、異なった側面を持つ児童問題を解決するためには、政府・地方当局・ボランティア機関といった様々な機関と連携をとる必要がある、この努力をしているという。

前述したように、英国においては、複数の次元で、多様な機関がその特性を生かした援助を提供しているのであるが、そうした多様な機関が、子供と家族のニーズに対応した有効な援助を提供するためには、右に述べたような努力が必要なのかかもしれない。民間機関が、この種の重要な役割を果たしているという指摘は大いに注目されることである。

3 援助機関の利用（アクセス）の容易度及び援助の質

IVで検討したごとく、援助機関の利用（アクセス）の容易度に関する機関職員へのアンケート調査結果は、肯定回答が過半数を占めるものの否定回答との差が小であり、所属機関がクライエントに十分な援助を提供しているかの問いに対する回答も、肯定回答が半数を占めるが、やはり否定回答との差が小であった。この傾向は面接調査でも窺われたが、日本の調査結果と比較して、英国における機関職員の自己評価はより客観的かつ厳格である。2で述べたように、英国の機関職員は「他機関との連携」については極めて肯定的に評価しており、この高い評価と比べれば自己機関のアクセスや援助の質に関する自己評価はかなり低いと言えよう。日本の調査結果では、他機関との連携に関して否定的である職員の過半数が自己の所属機関の非行政に関しては肯定的に評価していた事実を想起すると、英国では他機関との連携が良好であり（ゆえに他機関の実務への信頼度の高さ）、自己機関の評価が客観的かつ厳格であるのに対し、日本では他機関との連携が不良であり（ゆえに他機関の実務に対する信頼度の低さ）、自己機関の評価が相対的に緩やかであることが知れよう。英国では他に寛容で自己に厳しいが、日本では他に厳しく自己に寛容な事実が特徴的である。

4 援助を必要とする諸問題と援助機関のセクター

民間機関が広く普及している英国においても、児童・少年の各種の問題に対して援助を提供すべき主たる機関は、公的セクターに属する機関であるべきだという結果が判明した。これは機関職員に対する調査のみならず、親に対する調査からも同一の結論となる。相対的に見ると、公的セクターに属する機関を中核に据えて、ボランティア機関がこれを補充するという構図が描かれているように思われる。機関職員に対する調査からは、特に「児童の情緒的諸問題」と「児童に対する暴力（児童虐待）」の分野において、ボランティア・セクターの補完的役割を期待されており、親に対する調査からは、特に「児童の情緒的諸問題」と「児童の行動上の諸問題」における民間セクターの補完的役割の期待がある。そして

正にこれらの分野が、我々の面接調査の対象となった諸機関がそうであったように、英国における民間機関の非権力的性格を生かした活躍が見られる問題領域なのである。

5 機関の援助に対する評価―各セクター間の比較及び個別的機関の評価

機関の援助に対する現状での評価を各セクター間の比較として見たのであるが、機関職員の調査および親の調査の双方から、全般的に見て公的セクターの評価が高い事実が明らかとなり、さらにボランティア・セクターに属する諸機関の援助の現状を公的セクターに属する機関の補完的役割として肯定的に評価していることが窺われた。この点、4の結論と一致し、興味深い。この結果は、その現状の評価と援助機関のあるべき姿とが一致していることを意味すると思われるからである。

個別的機関(又は職員)の評価に関しては民間精神科医と教育ソーシャル・ワーカーの評価が相対的に低い事実が印象的である。

6 援助機関のあり方―総合的援助機関の評価

IV7の分析から援助機関のあり方に関する機関職員の見解(アンケート調査)は、その大半が「総合的機関と個別的専門機関の両方が必要である」(二六六・七%)ということが判明した。機関相互の連携を密にすることによる対処には限界を感じていることが知れるが、「唯一の総合的機関」にも、かなり懐疑的であると評価できよう。

そしてここではこのアンケート調査結果と機関職員に対する面接調査結果とが一致することを指摘しておかねばならない。前号掲載のソーシャル・サービス・パートナーメントのロビンソン・ディレクターの回答に象徴されるように、一九七〇年法によるソーシャル・サービス・パートナーメントの設置とソーシャル・ワーカーの専門性の否定はその勧告をなし

たシーホーム報告のミス・リーディングであるという。シーホームはソーシャル・ワーカーの専門性を否定したのではなく、家族は多くの問題を抱えているのに、クライエントが一人別のオフィサーに行かねばならないことを問題にしたのであり、一人のソーシャル・ワーカーがあらゆる問題に対処しなければならぬというものではなかった。そこで現在オックスフォードシャーにおいては、ソーシャル・ワーカーの再度の専門化が図られているというのであり（前号、一二三頁）、この見解は他の公的機関のみならず、ロンドンにおける民間機関の調査においても完全に一致するものであった。レイナー基金のケイ氏は、同様の認識から、問題を全般的に扱うソーシャル・ワーカーとともに専門家が必要だと述べ、ソーシャル・サービス・デパートメントがあまりにも大きな機関になってしまったので、今もう少し小さなスペシャリストのチームが求められている事実を指摘している（前号、一八六頁）。こうした認識は全国児童問題協会のバリリッジ氏にも共通し、ソーシャル・サービス・デパートメントが大きくなりすぎて、レッド・テープ若しくはビュロクラティックといった状況が生じたとの指摘がなされた。以上はソーシャル・サービス・デパートメントの評価を通して見た機関職員の援助機関のあり方に関する見解である。

一般論として総合的機関そのものに関する意見としては、レイナー基金のケイ氏の回答、すなわちクライエントがジェネリック・ソーシャル・ワーカーに会って専門家の対処が必要だと判断された場合、スペシャリストに送るという指摘があり、これはアンケート調査結果と軌を一にするものと言えよう。同基金の下部機関であるCALIにあっても、「問題を抱えた少女がここへ来れば同じ悩みを抱えた多くの少女を知るだけでも、自分の感情を良い方向に変えていくことができる」と専門的個別機関の利点が語られ、さらに総合的機関を創った場合の職員構成の困難性と各種の機関の協力関係を作り上げていくことの重要性が指摘された（前号、一九〇頁）。

総合的機関を創るとしたら、それが成功するための鍵は何か。当事者的立場にあったソーシャル・サービスのロビンソン・ディレクターはそれを職員のトレーニングの問題に求める。ソーシャル・サービス・デパートメント創設の際は、三

つの部局がトレーニングに関して非常に異なった基準を持っていたことが問題だったという。すなわちトレーニングによってスタッフが少なくともコアにおいて共通の信念と姿勢を持つこと、さらに勝れた管理者(マネージャー)の存在の重要性の指摘である(前号、二二六―二二七頁)。この点は日本調査において、わが国の言わば児童問題の総合的機関である児童相談所に対して機関内外からの批判が強く、それは、児童相談所内の職種間の分割的対処、児童福祉司の資格・専門性、職員の処遇に関するスーパバイザー制度の欠如といった問題点の指摘であったことを想起する時、きわめて示唆に富むものと言わねばならない(前掲「日本調査報告」、四二、四七頁)。

この問題に関連して、ソーシャル・サービスとプロベーション・サービスの実務におけるオーバーラップ、すなわち十四―十七才未満の少年のスーパービジョン・オーダーの実施に関して、両機関が六対四位の比率でこれを分担しその意味で職務がこの領域でオーバーラップしていることへの当事者の評価が意義深い。プロベーション・サービスのパトリック・ディレクターによれば、これは資源の無駄使いであり、この年齢層の少年犯罪者(Juvenile Offender)の処遇に関してはソーシャル・サービスに全面的にこれを委譲する方向にある。これは概略ソーシャル・サービスでも同様な方針である(前号、二〇三、二〇四、二二三、二二四頁)。これは、十七―二十一才の青年犯罪者(Young Offender)の拘禁刑を減少させ、プロベーション・サービスがその処遇に集中できるようにすべきであるという内務省(Home Office)の政策を契機にしつつも、同種のサービスに関しては、機関相互の連携を超えてこれを統合する動きとして評価できると考える。

以上が、日本調査から課題とされた「総合的相談機関」の必要性に関して、英国における総合的機関であるソーシャル・サービス・デパートメント設立の経緯及びその後の評価、更なる手直し等の問題を通しての一応の回答である。その回答をさらに要約すれば、英国におけるこの種の機関は分散化から統合化を経て、統合された機関内部での専門化を追求しつつ、さらに同種のサービスに関しては分散化を避けてこれを統合し、他機関との関係では相互の密接な連携を図ってこれに対処する姿勢を示しているということである。そしてこの姿勢の背景に児童・少年問題を家族問題として総合的に位

置付ける視点があるとともに他機関の実務に対する信頼がある。この「分散化」―「統合化」―「専門化（さらなる統合化の契機をも含みつつ）」―「連携の密接化」という英国の展開図はわが国の家族問題に関わる機関のあり方を考える際に重要な手掛りを与えるものと考ええる。